

令和 7 年度観光客に向けた備前焼 PR 業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度観光客に向けた備前焼 PR 業務

2 業務目的

備前焼は、岡山県備前県民局管内（以下「管内」という。）の主要な特産品であるが、生活スタイルの変化等の中で、販売の伸び悩みや担い手不足などの問題に直面しており、販売促進に向けた新たなアプローチが求められている。

そこで、多くの観光客の来県が予想される「岡山芸術交流 2025」や「瀬戸内国際芸術祭 2025（秋会期）」の開催期間に合わせて、備前焼のデザイン性や機能性の高さを体感できる企画を実施し、備前焼のイメージアップや販売促進を図る。

3 業務内容

次の業務をすべて実施すること。なお、（１）～（４）に係る業務を適切に実施した上で、下記 7 の委託限度額の範囲内において、業務の目的を達成するために効果的な企画を立案し、実施することができるものとする。

（１） 県内の飲食店及び宿泊施設（以下「実施箇所」という。）での備前焼付き飲み比べメニューの提供

ア 岡山県内(管内に限定しない。)の飲食店 10 店舗以上、宿泊施設 2 軒以上において、コーヒー又はビールを備前焼のカップと備前焼以外のカップで提供し、味の違いを体感してもらった後、使用した備前焼のカップをお土産として持ち帰ることができるメニューを提供するイベント（以下「本イベント」という。）を実施すること。

イ 本イベントの実施期間は、「岡山芸術交流 2025」や「瀬戸内国際芸術祭 2025（秋会期）」の開催期間に合わせて、1 カ月以上とすること。

ウ 本イベントの実施のために必要となる実施箇所の選定や調整（店舗へのオペレーション指導を含む。）、許認可等については、原則として受託者が行うこと。

エ 本イベントの実施箇所の選定に当たっては、次に掲げる条件を満たすことが望ましい。

① 本イベントの実施箇所には、「岡山芸術交流 2025」の会場である岡山城・岡山後樂園周辺及び「瀬戸内国際芸術祭 2025（秋会期）」の会場の一つである宇野港周辺の施設が含まれること。

② 上記①以外の本イベントの実施箇所について、倉敷美観地区などの観光客が多く集まるエリアに立地する施設を中心とした構成とすること。

③ 外国語表記（英語表記を必須とし、繁体字表記もあることが望ましい。）の本イベントに関するメニュー表や POP などを用意し、インバウンドにも対応すること。

オ 本イベントの実施のために必要となる備前焼のカップは受託者が準備して実施箇所に提供するものとし、その費用は委託料の中に含まれるものとする。なお、実施期間全体を通じてのメニュー提供数は実施箇所全体で 300 を想定しており、本イベントの利用者数等に応じて実施箇所ごとに提供個数を変更することは差し支えない。

カ 本イベントの利用者に対し、次に掲げる要素を記載した案内文を配布するものとする。

- ・ 備前焼の特性（「コーヒーの味がまろやかになる」や「ビールの泡がきめ細くなる」といった主に食器として使用した場合の備前焼の特徴を指す。）
- ・ 飲物の味等が変化する理由
- ・ 日常生活への取り入れ方（現代の生活にもマッチするデザインがあることや取り入れやすい小物があることなど）
- ・ 外国語表記

（２） 県内でのプロモーション

ア 本イベントについて、来県した観光客に対するジオターゲティング広告を実施すること。

イ ジオターゲティング広告の実施に当たっては、次に掲げる要素を組み込むこと。

- ・ 来県した観光客が備前焼をお土産として意識するような広告展開
- ・ 飲み比べの実施内容や実施店舗について周知
- ・ 広告の遷移先は本イベントの内容に特化
- ・ プロモーション効果を観光客以外にも波及させる仕掛け

ウ インフルエンサーに飲み比べを体験してもらい、SNSにおいて情報発信すること。

エ プロモーションは、本イベントの開催前日から終了日まで実施するものとする。

オ プロモーションの実施に当たっては、本イベントの開催期間中に岡山県内で実施される他のイベントや観光客の導線等を考慮して効果的なものとなるよう工夫すること。

カ プロモーションを実施するために必要となる調整や許認可等については、原則として受託者が行うものとする。

キ 情報発信の結果について、効果検証を行うこと。

ク その他県内でのプロモーションに係る詳細については、県民局と別途協議の上決定するものとする。

（３） パンフレットの作成

ア 本イベントの実施箇所や内容を掲載すること。

イ パンフレットの体裁は、A4 判、裏表、縦向き、カラー印刷を想定しているが、県民局と協議の上、業務の目的の達成に資すると認められる場合には、体裁を変更することができるものとする。

ウ 作成したパンフレットを下記４（１）のとおり納品すること。

エ その他パンフレットに係る詳細については、県民局と別途協議の上決定するものとする。

（４） 目標の設定等

ア 事前に目標 KPI を設定し、目標が達成されるよう業務を実施すること。

イ 成果を分析し、今後の展開について提案をすること。

4 成果品等の納品・提出

(1) 成果品の納品

下表のとおり成果品を県民局へ納品すること。

納品すべき成果品	提出方法	数量	納品時期
3 (3) の パンフレット	—	2,000 部	原則 3 (2) の プロモーション開始の 1 週間前
3 (3) の パンフレットデータ	DVD (PDF 形式及び AI 形式)	1 枚	同上

(2) 業務実績報告書の提出

委託業務終了後、速やかに業務実績報告書を作成し、県民局へ提出すること。業務実績報告書の様式は任意とし、業務の取組状況や実施結果（3 (2) キの効果検証含む。）、業務の収支等について記載すること。

5 実施体制等

実施に当たっては、県民局と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

6 委託予定期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

7 委託限度額

7,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記 3 (1) ～ (4) の業務に係る一切の経費を含む。

8 支払条件等

全ての業務が完了し、県民局が実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。ただし、受託者からの申し出により、本業務の遂行上必要があると認められるときは、岡山県財務規則等の法令に基づき、概算払いをすることができる。

9 秘密保持

- (1) 県民局は、提出された提案書等について、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しないこととする。
- (2) 本業務に関して、受託者が県民局から受領又は閲覧した資料等は、県民局の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県民局及び関係事業者等の業務上の秘密を保持しなければならないこととする。

10 その他

- (1) 本業務の成果は県民局に帰属する。
- (2) 県民局は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 本業務により著作権が生じた場合、当該著作権は全て県民局に帰属するものとし、受託者は県民局の許可なく複製、公表、貸与及び使用しないものとする。
- (4) 本業務の実施に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）等関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルその他の不測の事態に対しては、県民局に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (7) 受託者は業務を実施するに当たり、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認めるときは、あらかじめ県民局の承諾を得た上で、その一部を再委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県民局との協議により進めるものとする。